3

令和3年度版

みやざき
6次産業化の手引き

～「儲かる農林水産業」の実現に向けて～

公益社団法人　宮崎県農業振興公社
（みやざき6次産業化サポートセンター）

６次産業化とは？

「６次産業化」とは、「農林水産業（１次産業）が、加工（２次産業）や流通・販売（３次産業）と連携・融合する取組」で、１次産業×２次産業×３次産業＝「６次産業」で表されます。

１次産業（農林水産業） × ２次産業（加工・製造） × ３次産業（流通・販売） ＝ ６次産業（連携強化・所得向上）

６次産業化は、農林漁業を起点とした産業間・地域間の垣根を越えた自由で新しい発想で展開される取組で、新たな市場やニーズを創り出していくことが期待されます。新たな価値を生み出す商品やサービスづくり、商工業者との連携による新事業の創出など「まずは加工、まずは販売」と第1歩を踏み出すチャレンジ的な取組から企業ノウハウを活用した大規模な投資を行う取組まで幅広いものが含まれます。

【６次産業化のイメージ】

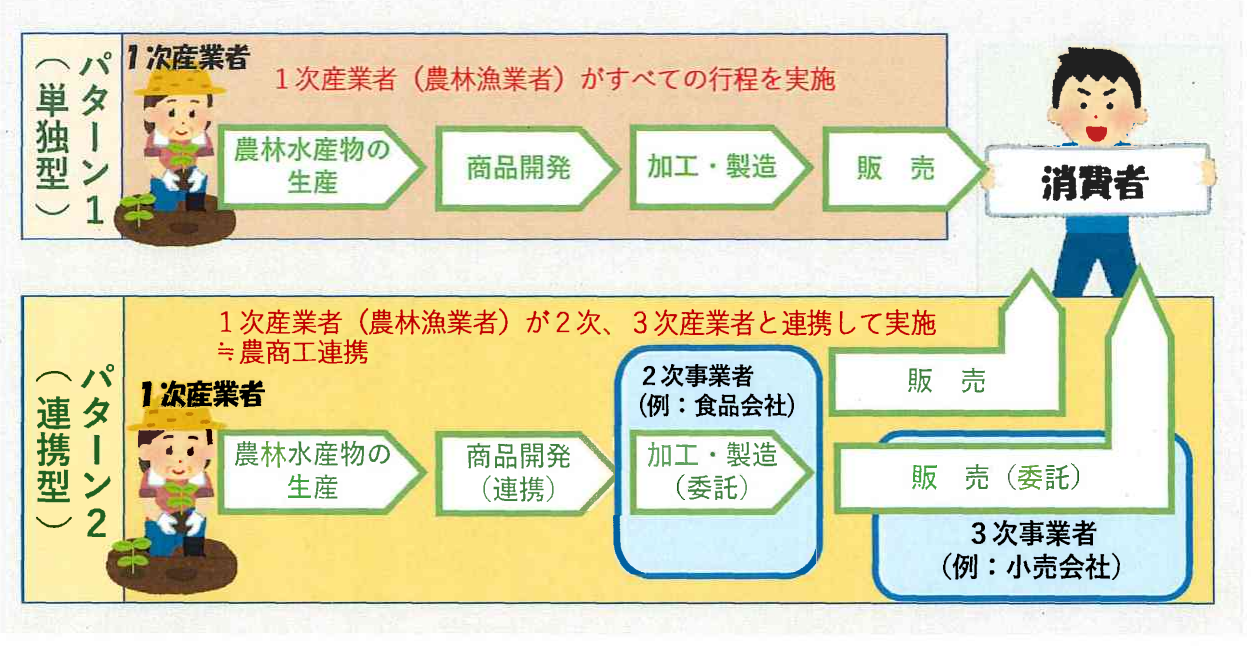

【農商工連携やフードビジネス】

農商工連携は、農林漁業者と商工業者がお互いに強みを活かして協力し、新しい需要を開拓する取組です。６次産業化は農林漁業者等が主体となった取組で、農林漁業者が中心として行われる農商工連携は６次産業化に含まれ、宮崎県ではそれらを包括してフードビジネスとして推進しています。

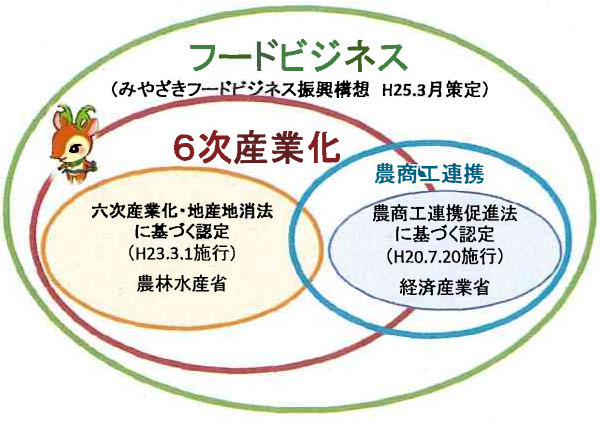

項目	６次産業化（六次産業化・地産地消法）	農商工連携（農商工等連携促進法）
法律名	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
目的	農林漁業の振興や農山漁村の活性化、食料自給率の向上等への寄与	農林漁業者と中小企業者の双方の経営改善
取組主体	農業者、林業者、漁業者及び農林漁業者の組織する団体、取組主体を支援する促進事業者による取組が対象	農林漁業者と中小企業者が連携して行う取組が対象

具体的な６次産業化への取組

６次産業化は農林水産物の加工だけでなく、直接販売等の販売方法の新たな取組など、さまざまなものが該当します。

1　農林水産物の加工
2　消費者への直接販売
3　食品産業等への業務用取引
4　観光農園、農作業体験、貸し農園
5　農家レストラン、農家民宿
6　輸出
など

６次産業化へのポイント

６次産業化を成功につなげるためのポイントです。６次産業化に取り組むにあたり、自分の計画と照らし合わせてみましょう。

1　経営ビジョン・経営理念

…６次産業化で基盤となるのは、１次産業である農林水産業です。
いま一度根本的な目的に立ち帰り、経営理念を定めた上で事業計画を策定しましょう。原料生産に関する見通しをしっかり立て、６次産業化の取組の目標を明確にし、どういう経営を展開していくのか、戦略的に進めていくことが大切です。

2　多様な連携や人材育成

…６次産業化には、加工・販売といった新たなノウハウが必要となります。そのため、多方面からのアドバイスを積極的に受け、加工、衛生管理、販売、サービス等の知識や技術を習得するとともに、事業に必要な分野の人材との連携・確保・育成に努めましょう。

3　原価計算や損益計算の実施

…原価計算によって利益が出る販売価格の決定、損益計算によって収益の見込みを把握することができ、商品企画や施設整備、資金調達等の段階で重要な判断材料になります。

4　資金調達

…新たなビジネスを始めるためには資金調達が重要です。融資、補助金、出資など様々な形がありますので、十分に検討しましょう。また、過剰投資とならないように事前にしっかりと計画を立て、様々な機関へ相談しましょう。

5　マーケットイン

…新商品の開発は、販売を見据えたマーケットインの視点で行います。実際に商品を購入してくれる消費者を具体的にイメージし、その人にとってのユーザーメリットを明確にした上で、あらかじめターゲットとして設定した販売先・販売チャネルにあわせた商品をつくりましょう。

6　販路開拓

…販路開拓のためには、事前の市場調査や具体的な売り場の提案といった積極的な営業活動が必要となります。そのためにも様々な展示会や商談会等、また出展するための研修等にも積極的に参加し、自らのアンテナを高くしましょう。

7　安全・安心とクレーム処理

…商品を自ら製造・販売することは、同時にその商品に対する責任を負うことになります。製造に伴う食品の衛生管理をはじめ、生産から販売までの安全安心な生産体制の構築やクレーム処理対応策について十分に検討しましょう。

６次産業化のサポート体制（相談及び支援）について

宮崎県内の各地域ごとに相談窓口を設置しているほか、公益社団法人宮崎県農業振興公社に、６次産業化に関する県内の相談窓口（みやざき６次産業化サポートセンター）を設置し、各地域の相談窓口と協力して６次産業化を目指す農林漁業者の皆様に対し、支援を行っています。

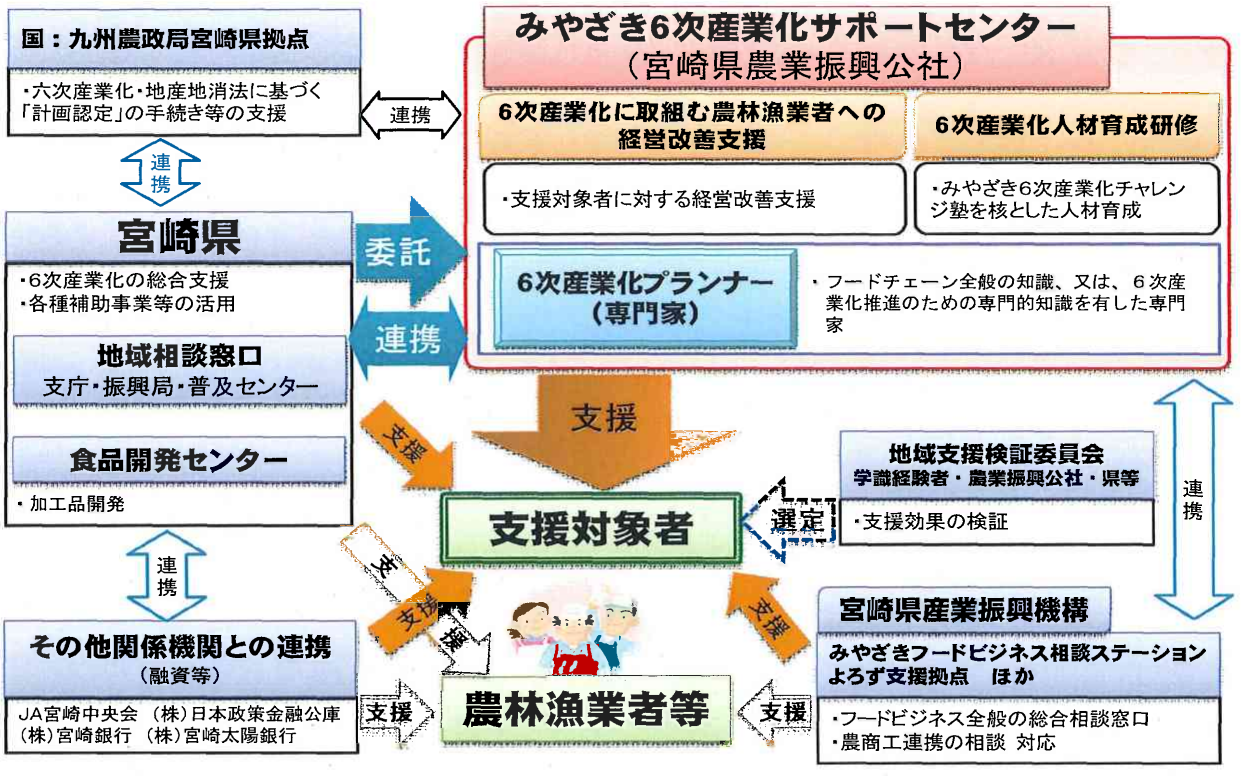

１　相談窓口

６次産業化に関する相談や問い合わせについては、まず各地区の相談窓口、又は市町村の窓口へお問い合わせください。

また、みやざき６次産業化サポートセンターでは電話やメール等による総合相談窓口も設置しています。（問い合わせ一覧→Ｐ１２、１３）

窓口運営日：土・日・祝祭日及び年末年始を除く平日
相 談 時 間：午前９時から午後５時まで
対　象　者：６次産業化に関心があるまたは取り組んでいる農林漁業者等

２　６次産業化経営改善地域相談会

サポートセンターは、各地域毎に県内の農業改良普及センターと連携して、「地域相談会」を開催し、６次産業化に取り組んで経営改善を目指す農林漁業者等の相談対応（案件発掘）を行っています。

開 催 日 時：各地域、原則毎月１回（水曜日）　１０時から１５時まで
相談手続き：相談は予約制となっていますので、相談希望の方は事前に各普及センターにご連絡ください。

【地域相談会の開催日程】

普及センター名（相談申込先※）	日　程	対象市町村	連絡先（電話）
中　部	第１水曜日	宮崎市、国富町、綾町	(0985)30-612
南那珂	第１水曜日	日南市、串間市	(0987)21-955
北諸県	第２水曜日	都城市、三股町	(0986)38-155
西諸県	第２水曜日	小林市、えびの市、高原町	(0984)23-510
児　湯	第４水曜日	西都市、高鍋町、新富町 西米良村、木城町、川南町、都農町	(0983)43-231
東臼杵南部	第４水曜日	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	(0982)68-310
東臼杵北部	第２水曜日	延岡市	(0982)32-321
西臼杵	第４水曜日	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	(0982)72-215

3　個別相談の実施（経営改善戦略の策定支援）

以下の要件を満たす６次産業化に取り組む農林漁業者（支援対象候補者）の中から、※「地域支援検証委員会」で支援対象として決定された方を対象に、６次産業化プランナーを派遣し、６次産業化の取組を含む経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額）を増加するための経営改善戦略（経営や組織運営の改善方策）の作成及び実行を支援します。

１）支援実施後、５年間の経営改善目標を自ら掲げる者
２）支援実施年度の翌年度以降５年間毎年、経営改善状況調査票をサポートセンターに提出することについて、あらかじめ同意が得られる者
３）支援シートの作成にあたって、財務諸表等支援に必要な資料をサポートセンターに提出することについて、あらかじめ同意が得られる者

【６次産業化プランナー】

サポートセンターが選定・登録した民間の専門家であり、支援対象として決定された農林漁業者の各課題に応じて様々な専門分野のプランナーを派遣して支援を行います。

（主な支援内容）

①　経営改善戦略の作成及び実行支援
　　経営状況の現状分析及び課題の抽出、６次産業化ビジョンの策定、
　　ビジョン等の達成に向けた５年間の経営改善戦略の作成、経営改善戦略の実行　等
②　①の実施に必要な専門分野に関する支援

6次産業化プランナーの専門分野			
経営分析、経営診断	経営管理支援	農林水産物の生産、加工技術	新商品企画の情報収集・分析
新商品企画	新商品の商品設計	新商品の販路開拓	小売
サービスの提供	品質管理	生産管理	法令
6次産業化事業体の設立	雇用・人材育成	広告・宣伝	ブランディング
補助事業の情報収集	他事業者とのネットワーク	輸出、宗教	資金調達
申請書類等の作成	農業観光	農福連携	その他（食品表示、経営移譲等）

※「地域支援検証委員会」：学識経験者等で構成し、下記の事項について協議します
①　地域プランナーの選定基準、業務内容等の検討
②　地域プランナーの審査・選定・評価
③　支援対象者及び重点支援対象者の選定
④　支援対象者の経営改善に向けた支援活動の方針の検討・作成
⑤　支援効果の検証、点検・評価及び経営改善の見直しについての提言
⑥　支援対象者に対する支援後の経営改善状況等の評価

4　各種研修等の実施

サポートセンターでは、「みやざき６次産業化チャレンジ塾（１０講座程度）」をはじめ、基礎から応用まで６次産業化に関するの各種研修を開催しています。

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定

国では、６次産業化に向けた事業計画（総合化事業計画）の認定を行っております。認定後は、事業計画に基づく取組に対し、農業改良資金融通法等の特例や国の補助事業による新商品開発・販路開拓、施設・機械等の整備支援の対象となります。

総合化事業計画に関する詳細は、九州農政局宮崎県拠点（→ｐ１２）にお問い合わせください。

１　認定要件

１）事業主体【農林漁業者が行うものであること】

①　農林漁業者（個人・法人）

②　農林漁業者の組織する団体（農協、集落営農組織、その他任意組織等）

※事業主体の取組を支援する者を促進事業者（機械メーカー、食品メーカー、小売、ＩＴ企業等）として計画に位置づけることが可能です。

２）事業内容【新たな取組を行うこと】

①　自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品（※1）の開発、生産又は需要の開拓。（これまでに行ったことのない新商品の開発・生産）

②　自らの生産等に係る農林水産物について行う新たな販売の方式（※2）の導入又は、販売方式の改善（※3）。（これまでに用いたことのない新たな販売方式の導入及び販売方式の改善）

③　①又は②に掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

３）経営の改善

次の２つの指標の全てが満たされること。

①　対象商品の指標

農林水産物等及び新商品の売上高が５年間で５％以上増加すること。

②　事業主体の指標

農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始から終了時までに向上し、終了年度は黒字になること。

※１　新商品には既存商品のパッケージや内容量の変更等も含まれ、変更された商品が既存商品より優位性があるか、新たな付加価値があるかといった視点で個別に判断が行われます。

※２　販売方式は、「消費者向け対面販売（直売所、自動販売機、観光農園、農家民泊等）」「消費者向け通信販売（インターネット、カタログ、電話等）」、「実需者向けの販売（ＪＡへの出荷、卸売等）」で定義され、このうちこれまで用いたことのない取組の導入が対象となります。

※３　販売方式の改善は、既に用いている販売方式を改善し、収益性の向上を図る取組が該当します。

２　計画期間

５年以内（３～５年が望ましい）

※認定の更新について

総合化事業計画の実施期間終了後についても、それまでの事業を発展させるための新たな総合化事業計画を作成し、改めて認定を受けることで補助事業等の活用が可能となります。

3　総合化事業計画の申請から認定までの流れ

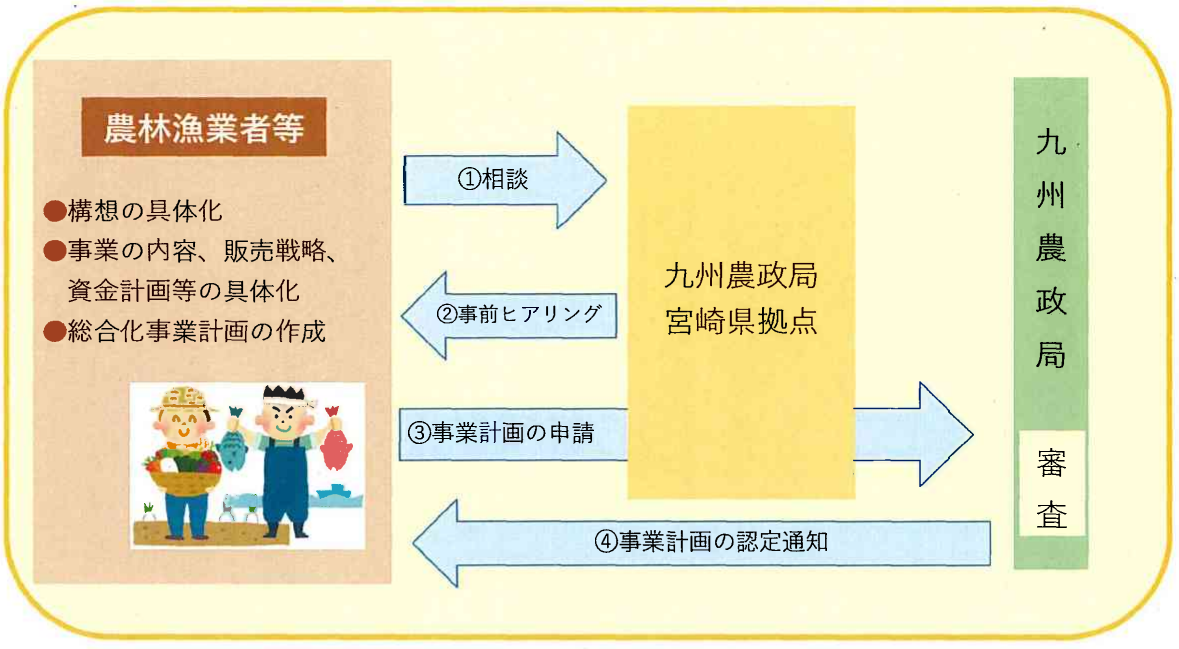

1）農林漁業者等は、九州農政局宮崎県拠点に相談し、目指す事業計画の内容、販売戦略、資金計画など自らの構想を具体化した上で、総合化事業計画を作成します。（図①）
2）農林漁業者等は、作成した総合化事業計画について九州農政局宮崎県拠点から事前ヒアリングを受け、申請を行います（図②、③）。
3）申請された総合化事業計画は、九州農政局で審査され、認定された場合は、申請の翌月末に九州農政局から農林漁業者等へ通知されます（図④）。

4　認定後の支援措置

支援事項	支援内容
①　資金の融通	・無利子の農業改良資金が活用できます（別途申請が必要）
②　補助金	・新商品開発や販路開拓、機械・施設の整備等の各種補助事業における対象者となります（別途申請が必要）

６次産業化関連支援制度

１　補助事業（農政関係）

※六次化法･･･六次産業化・地産地消法、農商工連携法･･･農商工等連携促進法の略

事業名	内　　容	窓口
地域食資源高付加価値化推進事業（Ｒ３～Ｒ５）： 本県の食資源の高付加価値化や新たな活用を再構築するため、産地及び消費地の職能関係者等で構成する推進組織を設置し、各種取組（ＬＦＰ）を支援		県農業流通ブランド課 ６次産業化推進担当 電話:0985-26-7847
実践支援事業（ソフト）　（国庫：食料産業・６次産業化交付金）		
推進体制整備事業	・市町村における６次産業化戦略の策定支援 【補助対象】市町村【補助率】国定額 【メニュー】６次産業化等に関する戦略の策定（更新） 戦略に関する交流会の開催	西臼杵支庁・ 各農林振興局
推進支援事業	・新商品開発や販路開拓等の取組を支援（業務用需要に対応したＢtoＢの取組、「農泊」と連携した観光消費の促進及び農福連携の発展に資する取組を重点的に支援） 【補助対象】農林漁業者（個人、法人）、民間事業者、市町村等 【補助率】国１／３以内、 １／２以内（農福連携の発展、市町村戦略に基づく取組）	申請窓口： 各市町村６次産業化担当課
研究開発・成果利用促進事業 法認定者のみ	・新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業家に必要な技術実証、マーケティング等を支援 【補助対象】六次化法の認定を受けた研究開発・成果利用事業者、当事業者を含む事業化共同体 【補助率】国定額	
施設等整備事業（ハード） （国庫：食料産業・６次産業化交付金） 法認定者のみ	・多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資または出資を活用して６次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備を支援（業務用需要に対応したＢtoＢの取組、「農泊」と連携した観光消費の促進及び農福連携の発展に資する取組を重点的に支援） 【補助対象】六次化法の認定を受けた農林漁業者等（法人、団体等） 但し、農業の場合のみ 【補助率】融資残補助で事業費の３／１０以内 〃　　で事業費の１／２以内（中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画に搭載された事業、市町村戦略に基づく実施する事業、事業計画の認定から２年以内に障がい者等を雇用する事業） 上限額１億円（業務用需要に対応したＢtoＢに該当する場合は２億円）	
農山漁村振興交付金（国庫・直接採択）： 地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の拡大に結びつける取組をその発展段階に応じて総合的に支援		①③ 県農政企画課中山間農業振興室 中山間活性化担当 電話:0985-26-7924 ②県農業担い手対策課 参入支援・人材対策担当 電話:0985-26-7124 申請窓口： 各市町村担当課
①農泊推進対策	・観光コンテンツ開発や滞在型施設等の整備、国内外へのＰＲ等を支援 （ソフト）【交付対象】地域協議会等　【交付率】国定額 （ハード）【交付対象】農林漁業者の団体等　【交付率】１／２以内	
②農福連携対策	農林水福連携の推進に向け、障がい者等に配慮した施設整備等を支援（ソフト）【交付対象】農業・社会福祉法人等　【交付率】国定額 （ハード）【交付対象】農業・社会福祉法人等　【交付率】１／２以内	
③農山漁村活性化整備対策	地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援（定住促進対策型、交流対策型） （ハード）【交付対象】農林漁業者の団体等　【交付率】１／２以内	

事業名	内　　容	窓口
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（国庫）： 産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、必要な農業用機械・施設の導入を支援		県農産園芸課 畑作農業担当 電話:0985-26-7135
都道府県向け交付金		
産地基幹施設等支援タイプ	・集出荷貯蔵施設、ストックポイント等の産地の基幹施設の導入を支援 【交付対象】農業団体・農業法人等　【交付率】１／２以内 上限額２０億円等	西臼杵支庁・ 各農林振興局
先進的農業経営確立支援タイプ	・経営の行動化に必要な農業用機械・施設の導入を支援 【交付対象】人・農地プランの中心経営体 【交付率】融資残額で事業費の３／１０以内 上限額　個人１，０００万円、法人１，５００万円等	申請窓口： 各市町村担当課
地域担い手育成支援タイプ	・経営基盤の確立や更なる発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援 ・小規模・零細地域における意欲ある経営体の共同利用機械・施設の導入を支援 【交付対象】人・農地プランの中心経営体 〈優先枠〉ロボット技術・ＩＣＴ機械等の導入、中山間地域を含め集約約型の農業経営を行う担い手 【交付率】融資残額で事業費の３／１０以内 上限額　３００万円	
国直接採択		
生産事業モデル支援タイプ	・作業支援等様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成（農業用機械・施設の導入）を支援 【交付対象】農業者等　【交付率】定額、１／２以内 上限額５，０００万円	
農業支援サービス事業支援タイプ	・農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械等の導入を支援 【交付対象】農業者等　【交付率】１/２以内 上限額　個人１，５００万円	
産地生産基盤パワーアップ事業（国庫）： 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援。また海外や加工・業務用等の新市場を安定的に確保していくための拠点整備、生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による土づくりを支援		県農産園芸課 生産振興企画担当 電話:0985-26-7135
収益性向上対策	・収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、その実現に必要な農業機械・施設の導入を支援 【交付対象】農業者等　【交付率】定額、１／２以内	西臼杵支庁・ 各農林振興局
生産基盤強化対策	・ハウスや生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修・継承ニーズのマッチングを支援するとともに、牛糞堆肥等を実証的に活用する取組を支援。 【交付対象】農業者等　【交付率】定額、１／２以内	申請窓口： 各市町村担当課
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）（国庫）： 畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援		県畜産振興課 畜産新生企画担当 電話:0985-26-7140
施設整備事業	・中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援 【補助対象】畜産農家等　【補助率】１／２以内	西臼杵支庁・ 各農林振興局
機械導入事業	・中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な機械の導入を支援 【補助対象】農業者等　【補助率】１／２以内	申請窓口： 各市町村担当課

2　補助事業（商工関係）

※農業法人の場合、中小企業者かつ食品加工等を行う食品製造業者であれば該当見込み

事業名	内　　容	窓口
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（中小企業庁）： 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援		宮崎県中小企業団体中央会 ものづくり中小企業支援センター 電話：0985-25-2271
一般型	・新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援（通常枠） 【補助対象・率】中小企業者１／２以内、小規模事業者２／３以内 補助上限　１，０００万円	
	・新型コロナ下での社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた前向き投資を支援（低感染リスク型ビジネス枠） 【補助対象】中小企業、小規模事業者　　【補助率】２／３以内 補助上限　１，０００万円	
グローバル展開型　新	・海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資等を支援 【補助対象・率】中小企業１／２以内、小規模事業者２／３以内 補助上限　３，０００万円	
小規模事業者持続化補助金（中小企業庁）： 小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援		一社）宮崎県商工会議所連合会 電話：0985-22-2161 または、 宮崎県商工会連合会 電話：0985-24-2055 県内各商工会・商工会議所
一般型	・小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援） 【補助対象】小規模事業者等　【補助率】２／３以内 補助上限　５０万円	
低感染リスク型ビジネス枠	・ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援 【補助対象】小規模事業者等 【補助率】３／４以内※ ※感染防止対策費は補助対象経費の１／４（令和３年１～３月のいずれかの月売上高が前年、又は前々年同月比３０%以上減少している場合は１／２）を上限 補助上限　１００万円	
中小企業等事業再構築促進事業（中小企業庁）： 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件を全て満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援 １　申請前の直近６か月間のうち、任意の３か月の合計売上高が、コロナ以前の同３か月と比較して１０%以上減少している中小企業等 ２　事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって再構築に取り組む中小企業等 ３　補助事業終了後３～５年で付加価値額（または従業員一人当たりの付加価値額）を年率平均３．０（一部５．０%）以上増加を達成		一社）宮崎県商工会議所連合会 電話：0985-22-2161 または、 宮崎県商工会連合会 電話：0985-24-2055 県内各商工会・商工会議所
通常枠	・小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援） 【補助額】１００万円～６，０００万円　【補助率】２／３以内	
卒業枠	・事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金または従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠 【補助額】６，０００万円～１億円　　【補助率】２／３以内	
緊急事態宣言特別枠	・１～３の要件に加え、緊急事態宣言による自粛等の影響で、令和３年１～３月のいずれかの月額売上高が対前年、または前々年同月比30%以上減少している場合 【補助額】従業員５人以下　　１００万円～５００万円 従業員６～２０人　１００万円～１，０００万円 従業員２１人以上　１００万円～１，５００万円 【補助率】３／４以内	

3　融資（農業制度資金）

事業名	内　　容	窓口
農業近代化資金	・規模拡大や設備投資等を行う時に借りることができる身近で使い道の広い資金 【対 象 者】認定農業者、認定新規就農者、一定の要件を満たす農業者・法人、農業を営む任意団体、集落営農組織 【貸付限度】個人１，８００万円（知事特認２億円）、法人２億円 【貸付利率】０～０．３０％（令和３年４月１日現在） ※県の貸付利率を０％とする特例（５年間）あり 【償還期間】認定農業者７～１５年以内（うち据置２～７年以内） ※貸付対象者や資金使途により変更 【融 資 率】８０％（認定農業者、集落営農組織は１００％）	県農業普及技術課 農業金融担当 電話:0985-26-7131 各農業改良普及センター
農業経営基盤強化資金（スーパーＬ）	・認定農業者が農業用機械や施設、農地を取得する場合等に利用でき、借入金額も大きく、償還期間も長い資金 【貸付対象】認定農業者 【貸付限度】個人３億円（特認６億円）、法人１０億円（特認２０億円） 【貸付利率】０．１６～０．３％ ※ 国の貸付利率の特例利子軽減（５年間）あり 【償還期間】２５年以内（うち据置期間１０年以内）	（株）日本政策金融公庫宮崎支店 農林水産事業 電話:0985-29-6811
農業改良資金 法認定者のみ	・農畜産物の加工を始めたり、新作物の栽培に取り組むなど、新しい分野にチャレンジするときに無利子で借りることのできる資金 【貸付対象】六次産業化法、農商工連携促進法等の認定を受けた農業者等 【貸付限度】個人５，０００万円、法人１億５，０００万円 【貸付利率】無利子 【償還期間】１２年以内（うち据置期間５年以内）	
経営体育成強化資金	・農地や施設・機械の取得、果樹の植栽、家畜の導入等に利用できる資金 【貸付対象】農業を営む個人、法人・団体、認定新規就農者等 【貸付限度】個人１億５，０００万円、法人５億円 【貸付利率】０．３％ 【償還期間】２５年以内（うち据置期間３年以内） 【融 資 率】負担額の８０％	

4　融資（みやざき設備資金貸付制度）

事業名	内　　容	窓口
みやざき設備資金貸付制度	・小規模企業者等が、創業または経営基盤の強化を図るために設備を購入される場合に、その代金の半額を無利子で融資する制度 【貸付対象】県内に事務所等を有し、1年以上事業を営んでいる個人または会社（製造業の場合常用従業音２０名以下） 【貸 付 額】５０万円～２，５００万円 【貸 付 率】補助金差し引き後の消費税を含む設備代金の１／２以内 【貸付利息】無利息 【貸付期間】３～７年（うち据置期間６ヶ月）以内	公財）宮崎県産業振興機構 産業振興課 電話:0985-74-3850 各商工会議所、商工会

宮崎県内の６次産業化に係る支援機関

支援機関名	支援の内容	連絡先
フード・オープンラボ （県食品開発センター内） 【原材料処理施設】 【製菓・製パン施設】 【そうざい等製造室】 【清涼飲料水製造室】	「新商品を開発したいけど、加工施設がない」「食品営業許可がないから、新商品の試験販売ができない」「県外企業と取引したいが、衛生管理が不十分で取引ができない」 といった中小企業や農業者の皆さまの課題解決へ向け、当ラボを活用することで、試験的な製造・販売や高いレベルの衛生管理・品質管理を学べます。試験製造～試験販売まで可能です。	宮崎県食品開発センター 電話：0985-74-4329
フード・オープンラボ （県水産試験場内） 【製造可能な加工品】 魚肉ねり製品、そうざい、缶詰・びん詰食品	「新商品を試作したい」「市場調査を目的としたテスト販売商品を製造したい」「市場での反応を確認してから設備投資したい」という漁業者等の皆様の課題解決に向け、当ラボを活用することで、水産加工技術の習得や加工製品の試作ができます。試作だけでなく、営業許可を取得しての試作販売まで可能です。	宮崎県水産試験場 電話：0985-65-1511
みやざきフードビジネス相談ステーション （KITENビル3階）	フードビジネスに携わる企業の「新商品開発、農商工連携・６次産業化、デザイン、販路開拓の相談、補助事業の活用」など様々な相談に対して、相談ステーション内の専門家が関係機関と連携を図りながら課題解決の糸口を見出すためのワンストップ相談窓口です。 ※電話による事前予約が必要です。	宮崎県産業振興機構 フードビジネス相談ステーション 電話：0985-89-4452
宮崎県よろず支援拠点 （宮崎県産業振興機構内）	売上拡大、経営改善、経営上のあらゆる悩みに対応します。中小企業・小規模事業者のための経営相談所です。	宮崎県産業振興機構 宮崎県よろず支援拠点 電話：0985-74-0786
知的財産支援窓口 （県工業技術センター内）	中小企業等が経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産（特許・商標等）に関する悩みや相談を、窓口支援担当者がワンストップで受け付け支援する窓口です。	宮崎県発明協会 電話：0985-74-3956

６次産業化に関する県内の相談窓口

１　総括窓口

みやざき6次産業化 サポートセンター	公益社団法人宮崎県農業振興公社 新農業支援課	TEL：0985-51-2011 FAX：0985-51-8006
国	九州農政局 宮崎県拠点 地方参事官室 ６次産業化担当	TEL：0985-25-3391 FAX：0985-29-2312
宮崎県	農政水産部流通ブランド課 ６次産業化担当	TEL：0985-26-7847 FAX：0985-26-7332
	総合農業試験場専門技術センター 宮崎県農業革新支援センター	TEL：0985-44-1620 FAX：0985-73-2127

２　地区の窓口

地区名	担当所属	ＴＥＬ
中部地区 （宮崎市、国富町、綾町）	中部農林振興局 地域農政企画課	0985-26-7279
	中部農業改良普及センター	0985-30-6121
南那珂地区 （日南市、串間市）	南那珂農林振興局 農政水産企画課	0987-23-4312
	南那珂農業改良普及センター	0987-21-9550
北諸県地区 （都城市、三股町）	北諸県農林振興局 地域農政企画課	0986-23-4507
	北諸県農業改良普及センター	0986-38-1554
西諸県地区 （小林市、えびの市、高原町）	西諸県農林振興局 地域農政企画課	0984-23-3165
	西諸県農業改良普及センター	0984-23-5105
児湯地区 （西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町）	児湯農林振興局 地域農政企画課	0983-22-1364
	児湯農業改良普及センター	0983-43-2311
東臼杵地区 （延岡市、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村）	東臼杵農林振興局 農政水産企画課	0982-32-6135
	東臼杵南部農業改良普及センター	0982-68-3100
	東臼杵北部農業改良普及センター	0982-32-3216
西臼杵地区 （高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）	西臼杵支庁 農政水産課	0982-72-2108
	西臼杵農業改良普及センター	0982-72-2158

3　市町村の窓口

市町村名	担当窓口	ＴＥＬ	ＦＡＸ
宮崎市	農政企画課	0985-21-1785	0985-44-0770
国富町	農林振興課	0985-75-3609	0985-75-3384
綾町	農林振興課	0985-77-0100	0985-77-0962
日南市	農政課	0987-31-1132	0987-24-0080
串間市	農業振興課	0987-55-1150	0987-72-6727
都城市	ふるさと産業推進局	0986-23-2193	0986-23-2627
三股町	企画商工課	0986-52-9085	0986-52-9762
小林市	農業振興課	0984-23-0300	0984-23-0334
えびの市	畜産農政課	0984-35-3744	0984-35-0401
高原町	農政林務課	0984-42-5134	0984-42-4623
西都市	農林課	0983-43-0382	0983-41-1118
高鍋町	農業政策課	0983-35-4977	0983-23-6303
新富町	農業振興課	0983-33-6034	0983-33-4862
西米良村	農林振興課	0983-36-1111	0983-36-1207
木城町	産業振興課	0983-32-4739	0983-32-3440
川南町	産業推進課	0983-27-8011	0983-27-7558
都農町	産業振興課	0983-25-5721	0983-25-0724
延岡市	農業畜産課	0982-22-7018	0982-21-6204
日向市	ふるさと物産振興課	0982-66-1028	0982-52-1455
門川町	農林水産課	0982-63-1140	0982-63-2626
美郷町	政策推進室	0982-62-6203	0982-66-3113
諸塚村	産業課	0982-65-1128	0982-65-0032
椎葉村	農林振興課	0982-67-3206	0982-67-2910
高千穂町	農林振興課	0982-73-1208	0982-73-1228
日之影町	農林振興課	0982-87-3804	0982-87-3812
五ヶ瀬町	農林課	0982-82-1705	0982-82-1722

4　関係機関（商工サイドの農商工連携、フードビジネスの窓口）

関係機関名	ＴＥＬ
公益財団法人宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
フードビジネス相談ステーション	0985-89-4452
県食品開発センター（ﾌｰﾄﾞｵｰﾌﾟﾝﾗﾎﾞ）	0985-74-4329
県水産試験場（ﾌｰﾄﾞｵｰﾌﾟﾝﾗﾎﾞ）	0985-65-1511

新たな一歩を踏み出そう！

みやざき黒ジカ

みやざき6ジカ

連　絡　先

公益社団法人　宮崎県農業振興公社
（みやざき6次産業化サポートセンター）
〒880-0913　宮崎市恒久1丁目7番地14
TEL：0985-51-2011　　FAX：0985-51-8006